

前回の御指摘を踏まえた事務局提出資料

ソクハイ不当労働行為再審査事件(中労委平成21年(不再)第21号)

事案概要

会社が、(略)配送員(会社と「運送請負契約」を締結し配送業務に従事)の労働者性を認め労災保険等へ加入すること(略)等を議題とする団体交渉に応じなかったこと、配送員であり組合の執行委員長であるX1を前記団交拒否に係る救済申立ての調査期日に出席したことを理由として営業所長から解任したこと、X1の処遇に係る団交に応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、申し立てられた事件である。

中央労働委員会の判断要旨

本件のように会社との業務委託(請負)の契約形式によって労務を供給する者にとっては、(A)①当該労務供給を行う者達が、発注主の事業活動に不可欠な労働力として恒常的に労務供給を行うなど、いわば発注主の事業組織に組み込まれているといえるか、②当該労務供給契約の全部又は重要部分が、實際上、対等な立場で個別的に合意されるのではなく、発注主により一方的・定型的・集团的に決定しているといえるか、③当該労務供給者への報酬が当該労務供給に対する対価ないしは同対価に類似するものとみることができるか、という判断要素に照らして、団交の保護を及ぼすべき必要性と適切性が認められれば、労働組合法上の労働者に該当するとみるべきである。他方、(B)当該労務供給者が、相応の設備、資金等を保有しており、他人を使用しているなどにより、その業務につき自己の才覚で利得する機会を恒常的に有するなど、事業者性が顕著である場合には、労働組合法上の労働者性は否定されることになる。

本件メッセンジャーの労働者性を検討すると、①メッセンジャーは会社の企業組織から独立した立場で本件書類等配送業務の依頼を受けているのではなく、会社の事業の遂行に不可欠な労働力を恒常的に供給する者として会社の事業組織に強く組み込まれており、②メッセンジャーの報酬等の契約内容は会社が一方的・定型的・集团的に決定しているといえ、③メッセンジャーの収入は、本件書類等配送業務に係る労務供給に対する対価であるとみるのが相当である。他方、メッセンジャーは、配送業務の手段の一部を所有し、経費を一部負担しているが、それらは事業者性を基礎づけるものとはいえず、むしろ自己の才覚で利得する機会はない点で、事業者性は認め難い。

以上からすれば、メッセンジャーは、労働契約又は労働契約に類する契約によって労務を供給して収入を得る者として、使用者との対等な交渉を確保するための労働組合法の保護を及ぼすことが必要かつ適切であると認められ、労働組合法上の労働者に当たる。